

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起き日には、当そ
の翌日(当たる日)

平成五年四月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号
田栗花子	鳥薬第八四〇号

平成五年三月十九日

目次

◆告示

示 保険薬剤師の登録(保険課)

土地改良事業の工事の完了(農村整備課)

保安林の指定の解除予定(森林保全課)

廃川敷地等の生成(河川課)

鳥取県告示第三百六十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次とのおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年四月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
鹿野町	単県土地改良事業来日地区ほ場整備 区画整理	昭和五十五年十月十六日

土地改良総合整備事業(一般)	小畠地区	平成四年二月一日
区画整理	柄杓目地	平成五年一月二十六日

鳥取県告示第三百六十四号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

鳥取県告示第三百六十六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年四月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

日野川水系一級河川板井原川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成五年四月九日

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字長谷字蜂ヶ谷一〇二六・一〇二六次一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 廃川敷地等の位置
日野郡日野町高尾字御崎谷七一五地先から同字七一四一二地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 一、三六五・七五平方メートル

五 河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から三月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。

鳥取県告示第三百六十七号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十一年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、鳥取県土木部河川課及び根雨土木事務所に備え置いて縦覧に供する。